

水道料金の検討

(1)料金の意義

水道料金は、「地方公営企業の給付」＝「水という財貨の供給」(給水サービス)であり、対価として料金を徴収するものであります。

なお、水道法第14条第1項において、水道事業者が供給規定(両者で締結される供給契約の内容を定めたもの)を定めなければならず、条例で水道料金を規定しています。

(2)基本的な考え方

水道料金の改定にあたっては、地方公営企業法第21条第2項の趣旨(総括原価主義：総括原価＝営業費用＋資本費用)に基づいて、(公社)日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」を参考にして検討しました。

算定期間

料金算定期間は、概ね3～5年を設定するものとされています。可児市水道事業の今後の財政収支計画では、公営企業会計基準の見直しによる長期前受金戻入の収益化などにより、利益が発生する状況であります。逆に内部留保資金は増減を繰り返しながらも減少をたどる見込みであります。なお、費用における受水費の割合の高い当市は、「県営水道」の動向を受水市町とともに注視していく必要があります。

そこで、損益収支のみで料金の検討をすることなく、資金の見込みにも目配りし、中長期的な視点で料金を算定する必要がありますし、また、水道利用者にとっても、料金の短期的な値上げ、値下げは市民の生活の安定性を欠くことに繋がるため、前回と同様に5年間で検討します。

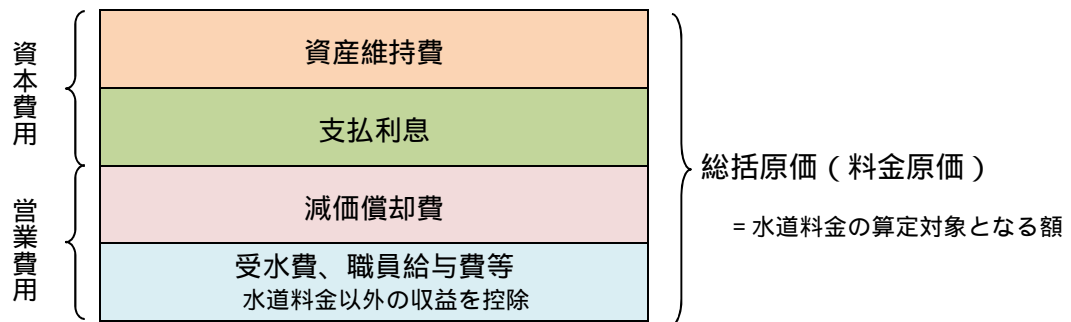
<料金算定期間> 平成31(2019)年度～平成35(2023)年度

総括原価の算定

水道料金は「誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。」とされています。

営業費用には受水費、職員給与費等の営業費用合計額から水道料金以外の収益を控除した額が計上され、資本費用には支払利息及び資本報酬が計上されます。

そこで、料金算定期間における総括原価を計算すると次のようになります。



< 資本費用 > 20,163 千円

(平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度の支払利息の計)

資本報酬とは、水道施設の維持のために再投資されるべき額ですが、再投資については、内部留保資金で対応し、新規に起債する計画もないことから、今回は算定しないこととします。したがって支払利息の合計額が資本費用の合計額となります。

< 営業費用 > 9,980,248 千円

営業費用合計額の 10,366,051 千円から、その他営業収益合計額 340,780 千円及び営業外収益 45,023 千円（非現金収入である長期前受金戻入と企業債元金償還金の財源である資本費繰入収益を除く。）を控除した額です。

ただし、配水ブロック統廃合事業に伴い、施設の廃止に係る資産減耗費は臨時的に発生していることから控除して算定します。

< 営業費用の調整額 >

配水ブロック統廃合事業に伴う施設廃止に係る除却費（資産減耗費） 58,954 千円

< 総括原価 >

資本費用 20,163 千円 + (営業費用 9,980,248 千円 - 58,954 千円)
= 9,941,457 千円

(3) 料金改定率の算定について

総括原価と現行料金体系による料金算定期間中の給水収益の合計額を比較すると、料金改定率は次のとおりとなります。

< 給水収益 > 9,597,753 千円

< 料金改定率 > 3.58%

計算式

$((\text{総括原価} / \text{給水収益}) - 1) \times 100 = ((9,941,457 / 9,597,753) - 1) \times 100 = 3.58$

水道料金算定要領に基づき算定した、平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度の給水収益と総括原価との差額は 343,704 千円となり、1 年度に換算すると 68,751 千円となります。